

愛媛アクションNEWS

いのちのそいで裁判

いのちのそいで裁判愛媛アクション

〒791-1102 松山市来住町 1091-1

愛媛医療生協内 TEL089-961-4238

Facebook

<https://www.facebook.com/ehimeseizonken/>

発行日/2021年6月3日 VOL.27

愛媛・人間らしくいきたい裁判

第20回裁判期日のご報告

2021年5月26日、午後2時から第20回の裁判がありました。原告は5人参加し、コロナ禍で、原告の皆さんとは会えなかったため、再会を喜び合いました。今回から愛媛県精神保健福祉士会のお二人が傍聴に来てくれました。また、大阪地裁判決や札幌、福岡地裁判決の影響からか、あいテレビ、毎日新聞社、共同通信社などのマスコミも傍聴にきました。コロナ禍で、生活保護の重要性が増しているなか、裁判への注目も集まっています。



裁判では、まず裁判長が代わったことが説明されました。そして、私たち原告側が出した準備書面(22)について、岡崎弁護士が、その要約を説明しました。

社会保障法の研究者である嶋田佳広教授の意見

書に基づきながら、2010年にドイツで出された判決の考え方を説明しました。ドイツでも生活保護の水準や給付の変更があり、それは従来の水準や給付額を下げるものでした。ドイツの憲法裁判所は、その水準や給付を下げることを決めた手続きがこじつけと思われることや、フリーハンドで削減率を決めていること等から、憲法違反を認めたものです。このドイツの判決を考えると、日本の生活扶助基準引き下げも、その手続きに一貫性がないことや、どうやって決められたのかわからない点など法的に問題であると言っています。あわせて、30代シングルマザーの女性の生活実態が、久保弁護士により代読されました(2頁参照)。

コロナ感染予防のため、裁判前の宣伝活動や報告会などは行いませんでしたので、その意味ではすこし寂しい裁判期日でした。

年度会費納入のお願い

会員の方は2021年度会費を振込用紙にてお振込みください。恐れ入りますが振り込み手数料のご負担をお願いいたします。

◆年会費◆

個人会員 — 1口500円から

団体会員 — 1口1,000円から

◆振込先◆

ゆうちょ銀行 1640-3-132357

名義：生存権裁判を支える愛媛の会



原告の口頭意見陳述

中学3年生の息子と2人暮らしの30代女性です。この裁判で問題になっている生活保護費の引下げはもう6年前のことになりますが、私の場合、1か月あたり約4000円が減額されました。もともとぎりぎりの生活をしている母子世帯にとって、とても大きなお金です。

生活費を削るとなると、やはり衣と食、そして光熱費にしわ寄せが来ます。自分だけのことなら我慢もできますが、子どもに不自由な思いをさせてしまっていることが辛いです。男の子ですから、成長するにつれて食べる量も増えてきますし、最近はお年頃で服装や髪型も気にするようになってきました。

食事については、身内からお裾分けをもらったリ、自分が食べる量を減らして息子の分を増やしたりしていますが、値段で選ぶとどうしても栄養が偏りがちなのが気掛かりです。普段は学校の給食でなんとか栄養バランスを取っているの、長期休みの間は毎日、今日は何を食べさせようかと頭を悩ませます。昨年はコロナでの休校もあって、その間の食費がかさんで大変でした。

服はほとんどお下がりのもらい物で、たまに安売りで息子と私がどちらも着られるような物を選びます。中学校の制服は入学時に大きめのサイズを買いましたが、それでも今は裾下ろしをしても

丈が足りなくなっています。制靴や上履きも小さくなってしまっていますが、なんとかあと1年持たせようと踵を踏んで履いているようです。中一のときに剣道部に入部しましたが、道具にお金が掛かるということで、すぐに辞めてしまいました。やりたいのなら買ってあげるから続けなさいとは、私からも言えませんでした。

昨年からは、コロナ対策のための洗浄、消毒、マスクなどの消耗品費が増えているのがじわじわとこたえています。私はますます引きこもりがちになり、息子はたまに友だちと自転車で児童館へ出掛けたり公園で遊んだりもしていますが、やはり自宅でテレビを観たりしていることが多くなりました。そのため、毎月の電気代におやつやジュース代などの食費も増えてきていますが、今のご時世にあまり外出を促すこともできないのがしんどいところです。

息子は高校を卒業したら働くと言っていて、手に職をつけたいと自動車科を希望していますが、塾代もままならず学校の勉強だけで希望する高校へ行けるのか、将来のことが心配です。うちはお金がないから仕方がないと、子どもなりにいろいろと気を遣って我慢しているようで、親として申し訳ないです。もう少し余裕があれば、ここまで不自由な思いをさせずにすむのにと思います。

いのとりブックレットNO1

本の紹介 「だれ一人取り残さない社会保障をつくる

—生活保護費引き下げ訴訟判決(いのちのとりで裁判)を活かす—

発行者 いのちのとりで裁判愛媛アクション/きょうされん愛媛支部
昨年10月10日きょうされん愛媛支部と共催で行った藤井克徳さんの講演録を中心に、今年2月の画期的な大阪地裁判決(原告勝訴)の紹介、原告一人ひとりの声を紹介しています。コロナ禍のなかでどう運動していったらいいのかのヒントにもなる1冊です。

申し込み先: 電話 089-961-4238 F A X 089-976-7048

藤井克徳さん講演

だれ一人取り残さない社会保障をつくる
—生活保護費引き下げ訴訟判決(いのちのとりで裁判)を活かす!—



いのちのとりで裁判愛媛アクション

第10回総会 記念講演

【基調講演】

小久保 哲郎弁護士
(大阪弁護団)



裁判所は生きていた！

～いのちのとりで裁判の“これから”と“これまで”～

2021年7月3日(土)13時30分開始

ことし2月22日、大阪地裁で、画期的な原告勝訴を、勝ちとりました。原告、弁護団、支援者が一体になってとりくんだ成果です。大阪に学び、わたしたちの裁判にもいかしていきましょう。



※小久保先生には大阪からオンラインで講演していただきます。

次第

- ◆小久保 哲郎弁護士講演 (13:30-14:45)
- ◆第10回総会 (15:00-16:00)

参加方法

◆会場 コムズ5階会議室5

※今回は感染対策のため会場は、原告・弁護団・支援者のみとさせていただきます。それ以外の方はZOOMでご参加ください。

申込先

- ◆原告・弁護団・支援者 →裏面のFAXまたはE-mailにて申し込み
- ◆ZOOM参加(6月22日締切) →下記フォームにて申し込み
<https://forms.gle/pwLWgd1W83TCWiGZ7>

いのちのとりで裁判愛媛アクション

住所 松山市来住町1091-1 電話 089-961-4238 FAX 089-976-7048

E-mail ehimeinotinotoride@gmail.com